

苫小牧工業高等専門学校学術情報センター規程

規則第44号

制 定 平成15年4月1日
一部改正 平成16年4月1日
一部改正 平成19年4月1日
一部改正 平成27年4月14日

(設置)

第1条 苫小牧工業高等専門学校（以下「本校」という。）学則第12条の規定に基づき、本校学術情報センター（以下「センター」という。）を設置する。

(目的)

第2条 センターは、共同利用施設として本校の学生及び教職員並びに一般の利用者の教育及び研究等に資することを目的とする。

(施設)

第3条 センターの施設は、次のとおりとする。

- 一 図書館（閲覧室、書庫、事務室、視聴覚室、教材作製室、機械室及び談話ホール）
 - 二 情報処理施設（CPU室、CAI室、演習室、端末室、ネットワーク管理室、オペレータ室及び機械室）
- 2 前項各号の施設の利用については、別に定める。

(業務)

第4条 センターは、次に掲げる業務を行う。

- 一 図書館資料の収集、管理及び利用に関する事項
 - 二 紀要に関する事項
 - 三 教育用電子計算機の運用に関する事項
 - 四 ネットワークの構築及び運用に関する事項
 - 五 情報処理に関する教育、研究、開発及び普及に関する事項
 - 六 視聴覚及び語学訓練教育方法の改善に関する研究、開発及び普及に関する事項
 - 七 その他センターの運営に関する事項
- 2 本校教員組織等規程第9条の規定に掲げる学術情報センター長は、前項に掲げる業務を統括する。

(委員会)

第5条 センターの円滑な運営を図るため、学術情報センター委員会を置く。

- 2 学術情報センター委員会に関する事項は、別に定める。

(事務)

第6条 センターに関する事務は、学生課において処理する。

(雑則)

第7条 この規程に定めるもののほか、センターの運営に関する必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成15年4月1日から施行する。
- 2 苫小牧工業高等専門学校メディアセンター規程（平成8年4月1日施行）及び苫小牧工業高等専門学校情報処理センター規程（平成8年4月1日施行）は、廃止する。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月14日から施行し、平成27年4月1日から適用する。